

令和7年9月18日

指定就労移行支援事業所 運営法人代表者 様
指定就労継続支援事業所 運営法人代表者 様
(岐阜市所管の施設等を除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「就労選択支援に関するQ & A VOL. 1 (令和7年9月5日)」の送付について

このことについて、厚生労働省から別添のとおり送付されましたので、お知らせします。

なお、就労選択支援事業所の設備基準について、当県では、厚生労働省へ確認のうえ、「訓練・作業室については、他の事業所等と兼用できない」と取り扱い、集団指導等の機会に説明してきましたが、今回のQ & A問1において「運営に支障がない場合は、他の事業所等の設備等を使用できる」との見解が示されましたので、下記のとおり取扱いを変更します。

記

<就労選択支援事業所の設備基準について>

○本通知発出前の取扱い

令和7年5月19日、厚生労働省に確認したところ「就労選択支援事業のアセスメントを就労継続支援事業所等の出先で行う場合と就労選択支援事業所内で行う場合があると考えているため、相談室や多目的室については兼用可能だが、訓練・作業室については就労選択支援事業所内に専用のものを設ける必要がある。」との回答があったことから、「訓練・作業室については兼用できず、就労選択支援事業所として単独の訓練・作業室を設ける必要がある」と取り扱ってきた。

○本通知発出後

訓練・作業室は、訓練又は作業に支障がない広さ、必要な機械器具等を有し、かつ、専ら当該指定就労選択支援事業所の用に供するものでなければならないが、他の事業所等と同一敷地内にある場合であって、双方の事業所等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所等の設備・備品等を使用することが出来る。(=他の事業所等の訓練・作業室との兼用が可能)

なお、「運営に支障がない場合」とは、就労選択支援の主旨に鑑み、利用者に対し、対象者に応じた多様なアセスメント手法や作業場面を含む、適切なアセスメント環境を確保できる必要がある。

所属	障害福祉課 事業所指導係		
係長	垣本	担当	澤本
電話	058-272-1111 内3490		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		